

第3章

新たなごみ減量とごみ処理の方策について

第1節 将来のごみ発生量及び減量目標

1 目指すべき社会

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動によって減っていく天然資源を守り、環境にかかる負荷の低減を目指すため、国をはじめ本市も循環型社会を目指しています。

循環型社会を形成していくためには、まず、製品等がごみになること自体を減らし、次に、ごみとして捨てなければならなくなった場合は、できるだけ資源として適正に利用し、最後に、どうしても利用できないものは適正にごみとして処分することが重要です。目指すべき循環型社会を図3-1-1に示します。

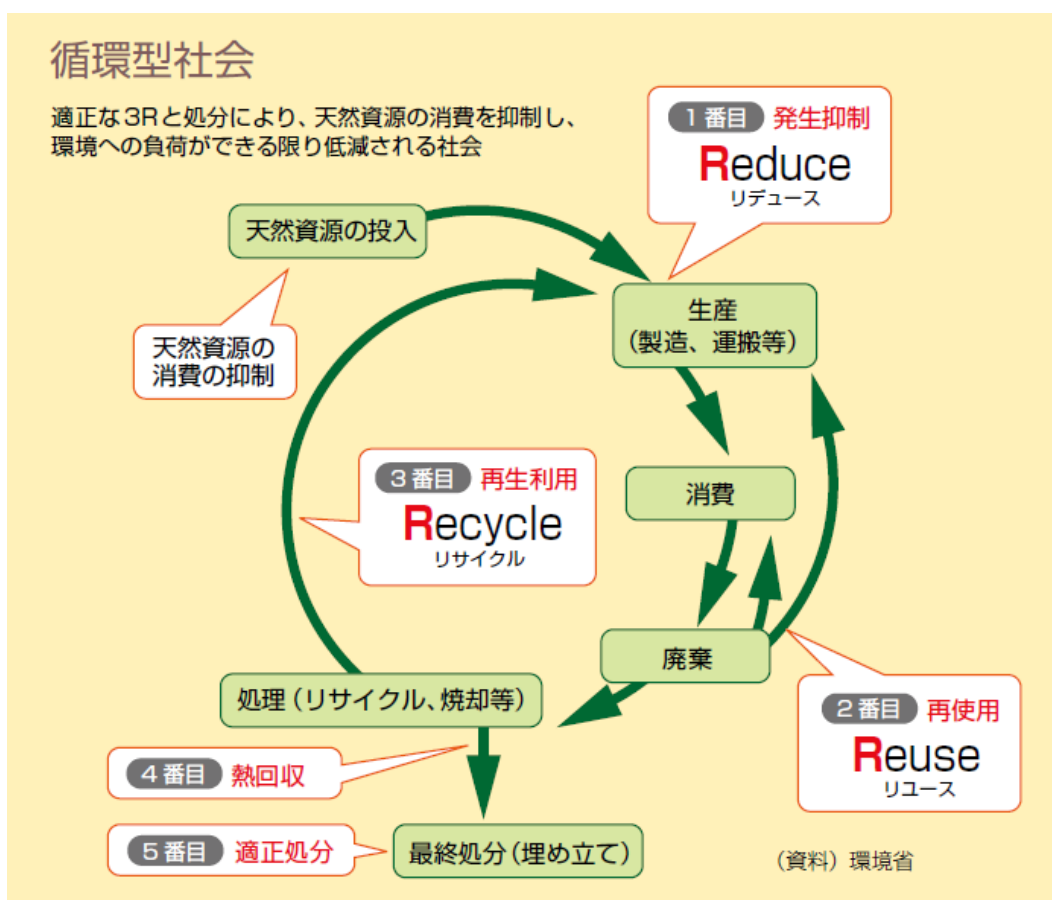


図3-1-1 目指すべき循環型社会

2 減量目標

循環型社会という目指すべき姿と本市の「総合計画」及び「環境基本計画」に定める目標を踏まえながら、西知多医療厚生組合の「ごみ処理基本構想」及び国の定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で示された方向性に則して目標を設定します。

(1) 一人1日当たりのごみの排出量

西知多医療厚生組合の「ごみ処理基本構想」を参考に推計し、一人1日当たりのごみの排出量（資源を含む）は、平成26年度（2014年度）実績から令和6年度（2024年度）までに70g削減します。一人1日当たりのごみの排出量（資源含む）について令和2年度（2020年度）までの実績及び令和8年度（2026年度）までの推計を図3-1-2に示します。

令和2年度（2020年度）に一人1日当たりのごみの排出量（資源を含む）が、845gとなり、令和6年度（2024年度）までの目標値（850g以下）を達成しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による事業系ごみの排出量の減少が要因とみられるため、目標値は据え置きとします。

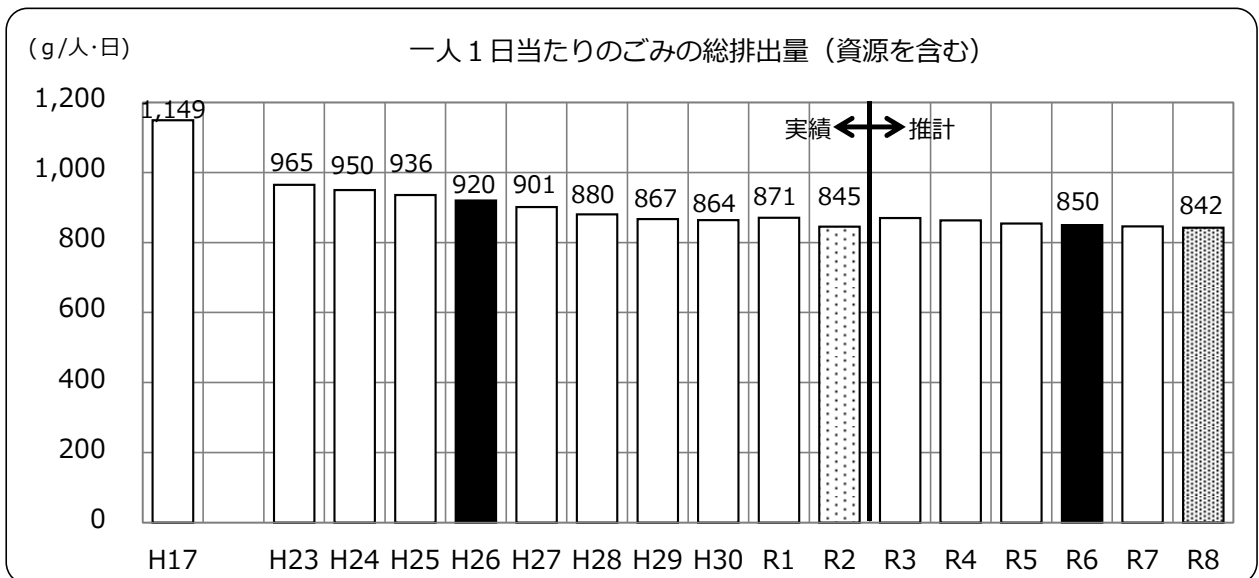


図3-1-2 一人1日当たりのごみの排出量（資源を含む）の目標

* 一人1日当たりのごみの排出量

= {(家庭系・事業系の可燃ごみ・不燃ごみ) + 資源} / 年度末人口 / 年度内日数

* 資源 = 缶 + 紙 + 布 + びん + ペットボトル + プラスチック製容器包装

【H23からは、小型家電・硬質プラスチック・ペットボトルキャップ・天ぷら廃油・インクカートリッジが加わった】

(2) 一人1日当たりの家庭系ごみの排出量

国の定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、一人1日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）は、令和2年度（2020年度）までに500g以下に削減するとしていましたが、令和2年度（2020年度）の実績が520gであったことから目標を達成することができませんでした。引き続き、さらなる3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）、資源化の促進などを啓発する必要があります。

一人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源を除く）の実績及び推計を図3-1-3に示します。

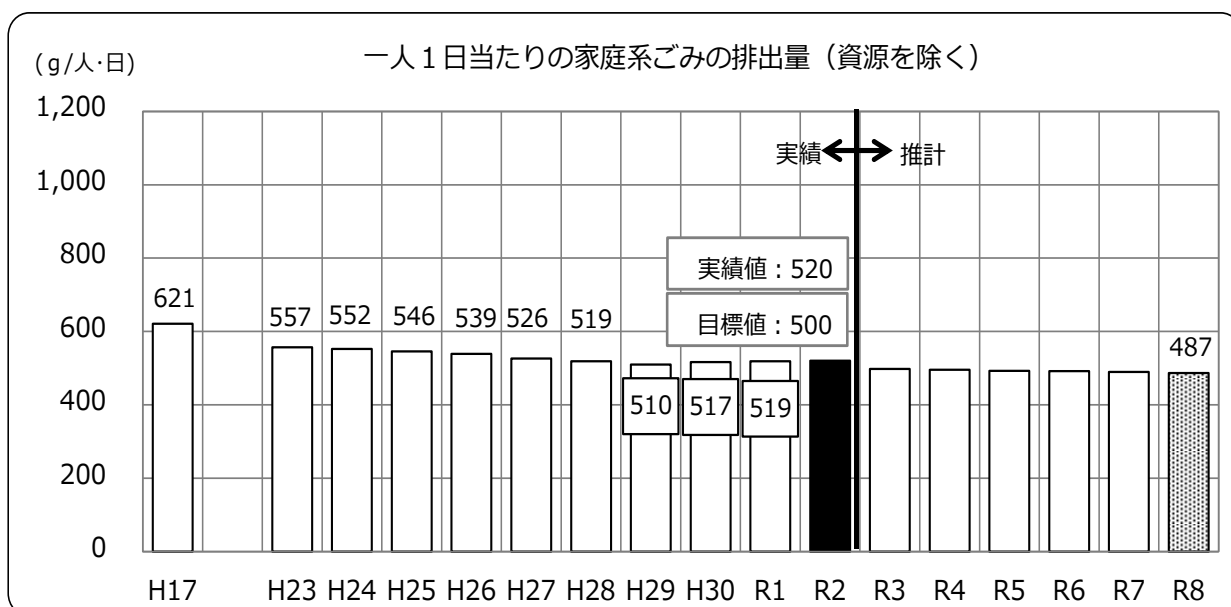


図3-1-3 一人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源を除く）の目標

*一人1日当たりの家庭系ごみの排出量

= (家庭系の可燃ごみ・不燃ごみ(資源を除く)) / 年度末人口 / 年度内日数



第2節 基本理念・基本方針

前節で定めた目標を達成するために、「東海市環境基本計画」の循環型社会分野のビジョン「もったいない 3Rで進める快適なまちづくり～循環型社会～」を基本理念とし、4つの基本方針を設けます。

東海市ごみ処理基本計画 基本理念・基本方針

基本理念 もったいない 3Rで進める快適なまちづくり ～循環型社会～
(環境基本計画 循環型社会分野ビジョン)

〈基本方針1〉 3Rに対する理解を深める（3Rに関する教育・啓発・協働）

- ごみを減らす際の基本的な考え方として、3Rに対する理解を深めるための啓発を20歳代を中心とした若い年代層を中心として行います。
- 優先順位 ①リデュース：発生抑制 ②リユース：再使用 ③リサイクル：再資源化 について啓発します。
- 市民（地域・家庭）・事業者・行政それぞれが主体となって協働で3R活動を進め、3Rに取り組みやすく、継続しやすい環境をつくります。

〈基本方針2〉 ごみにしないように行動する（ごみ減量）

- 市民や事業者がごみにしないように行動するきっかけをつくります。
- 生活や事業活動に取り組みやすく、継続しやすい取り組みを広めます。
- 行政が率先してごみ量を減らす取り組みを進めます。

〈基本方針3〉 使える資源は再生利用する（資源化）

- 3Rの優先順位を踏まえ、ごみをそのまま廃棄するのではなく、分別による資源化を促進します。
- 資源集団回収の利用や、事業系ごみの資源化を促進します。

〈基本方針4〉 正しくごみを出し、正しくごみを処分する（適正排出・処分）

- 市民や事業者が、ルールを遵守し適正に排出できるよう啓発します。
- 行政は、現有施設の機能維持に努め、安全に、また安定的に収集運搬、中間処理、最終処分を円滑に行います。